

策定年度 (公表年月日)		令和 8 年度 (令和 8 年 8 月 27 日)
計画期間		令和 8 年度～令和 13 年度
変 更 年 度 及 び 計 画 期 間	第 回 (公表年月日) 計 画 期 間	令和 年度 (令和 年 月 日) 令和 年度～令和 年度
	第 回 (公表年月日) 計 画 期 間	令和 年度 (令和 年 月 日) 令和 年度～令和 年度
	第 回 (公表年月日) 計 画 期 間	令和 年度 (令和 年 月 日) 令和 年度～令和 年度

北海道芽室町 東芽室南 1 線地区

農村地域への産業の導入に関する実施計画書

令和 8 年 8 月

北海道河西郡芽室町

目 次

頁

前 文	1
第 1 産業導入地区の区域	
1 産業導入地区の名称	3
2 産業導入地区の所在、地番、面積等	3
3 産業導入地区の地目別面積	4
4 地域開発、土地利用計画諸法との関係	4
5 産業導入地区の区域の設定の考え方	8
第 2 導入すべき産業の業種及びその規模	
1 導入すべき業種	9
2 導入すべき産業の規模	10
第 3 導入される産業への農業従事者の就業の目標	10
第 4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	
1 農家戸数及び農業従事者の見通し	11
2 農用地の集積・集約化の推進	11
3 認定農業者の育成	12
4 農業経営の法人化の方向	12
第 5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項	
1 施設用地と農用地等との利用の調整	13
2 関係部局との調整	16

第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

1 施設用地の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

2 道路等の施設整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の導入される産業への就業の円滑化 に関する事項

1 労働力の需給の調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

2 農業従事者等の産業への就業の円滑化・・・・・・・・・・・・ 18

第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産

の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項・・・・・・・・ 19

第9 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

(添付資料)

図1：産業導入地区位置図

図2：地番図

図3：企業配置図

図4：都市計画区域等の範囲を示す地図（都市計画図）

図5：農業振興地域及び農用地区域の範囲を示す地図（農業振興地域土地利用計画図）

図6：農業用施設、道路、水路等の位置図（農業生産基盤整備状況図）

図7：周辺における既存企業の位置図（既存企業立地状況図）

前文

1 芽室町の概要

(1) 芽室町の位置・面積

芽室町は十勝平野の中央部（北緯 42° 43′ ～43° 01′ 東経 142° 43′ ～143° 09′ ）に位置し、南北約 35.4km、東西約 22.6km、面積 513.76 km²の広さを有している。

(2) 自然条件

本町は、広大な十勝平野に属し、西部は日高山脈に連なる山岳地帯で、市街地の北部には十勝川が町を横断する形で西から東に流れ、流域には広大な耕地が広がっている。

年間を通して晴天日数が多く、降水量が少ないさわやかな大陸性気候だが、最高気温が 30℃を超える一方、最低気温は－30℃近くになるほど寒暖の差が大きいことが特徴。

(3) 交通・運輸

本町の産業活動の骨格となる幹線道路は、北海道横断自動車道、帯広・広尾自動車道、市街地の北部を東西に横断する国道 38 号と主要道道 4 路線、一般道道 6 路線から構成されている。

とかち帯広空港まで約 32km、隣接する帯広市まで約 13km と利便性の高い地域となっている。

(4) 人口の動向

本町の人口は、令和 2 年の国勢調査において、18,048 人となっており、前回の平成 27 年度調査と比較して、436 人（2.4%）の減少となっていることに加え、高齢化率（65 歳以上）は 30.7%と全国平均（28.6%）を上回っており、なお上昇する傾向にある。

逆に、年少人口比率（14 歳以下）、生産年齢人口比率（15～64 歳）は低下すると推計され、今後、本町における少子高齢化の傾向はますます強まるものと予測される。

(5) 農業及び工業・倉庫業・運送業・製造業の概要

① 農 業

本町は、十勝平野のほぼ中央に位置し、恵まれた土地条件と気象条件と先人のたゆまぬ努力によって、高品質な農畜産物を供給する日本有数の食糧生産基地となっている。

近年は、主に畑作 4 品と加工用スイートコーンを主要作物とする大規模畑作専業経営と酪農専業経営が展開されている。

また、根菜類や野菜の導入により積極的に農業所得の増加を図ることで、本町の基幹産業である農業の関連産業を含めて地域経済の循環とその発展に大きく寄与している。

② 工業・倉庫業・運送業・製造業

本町における製造業の事業所数は、40 事業所前後で推移しており、製造出荷額は、概ね 700～750 億円で推移している。

北海道横断自動車道、帯広・広尾自動車道のインターチェンジが存在する等立地条件が優れていることから、倉庫業・運送業・製造業をはじめとする企業の新たな操業へ向けて適地確保の要望が多く寄せられているが、現況の工業団地には余地がない状況である。

そのため、地域全体の活力の向上や雇用の場の確保に直結するものとして、新規創業に向けた取り組みを一層積極的に進めていく必要がある。

2 計画の目的

本町では、「第 5 期芽室町総合計画（計画期間：平成 31 年度～平成 38 年度）」を策定し、本町の基幹産業である農業を今後も維持・発展させていくためには、国際的な経済連携や少子高齢化・人口減少による労働力不足などめまぐるしく変わる社会情勢や課題を的確にとらえ、国による農業政策の転換に対応し、農用地の担い手への集積、酪農基盤整備構想の実現、クリーン農業と計画的な土地基盤整備の促進、農業用水施設等の計画化とその着手など、足腰の強い農業振興を図るとしている。

一方、工業・倉庫業・運送業・製造業など、農業以外の産業の振興も、まちづくりに重要な視点であり、新たな雇用の場の拡大や地域内経済循環などの課題を解決するため、新たな企業誘致の取組を進め、農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくりを進めるとしている。

これらを踏まえ、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき、産業の導入に関する実施計画を定め、農業と導入される産業の均衡ある発展を目指すものである。

3 計画の目標年度

この実施計画の計画期間は、令和 8 年度からの 6 か年計画とし、令和 13 年度までに産業導入の目的を達成するものとする。

第1 産業導入地区の区域

1 産業導入地区の名称

産業導入地区の名称	団地の名称
東芽室南1線地区	東芽室南1線産業団地

産業導入地区位置図・・・図1のとおり

2 産業導入地区の所在、地番、面積等

地区名	所 在			地番	地 目		面積 (㎡)	備考
	市町村	大字	字		公簿	現況		
東芽室南1線地区	芽室町	東芽室	南1線	19-1 ほか 72筆	畑 ほか	畑 ほか	184,609	

地番図・・・図2のとおり、企業配置図・・・図3のとおり

※地番一覧・・・別紙地番一覧のとおり

3 産業導入地区の地目別面積

(単位：㎡)

地区名	農地等						
	田	畑			採草放牧地	計	
		普通畑	樹園地	草地			
東芽室南1線地区	0	154,986	0	0	0	154,986	
宅 地 そ の 他						合計	
宅地		山林	原野	雑種地	その他		計
	うち施設用地等						
0	0	11,967	10,976	0	6,680	29,623	184,609

○ 農用地区域の用途区分ごとの面積

(単位：㎡)

地区名	農 地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	合 計
東 芽 室 南 1 線 地区	165,962	0	0	0	165,962

4 地域開発、土地利用計画諸法との関係

(1) 地域開発法等の指定

低開発地域工業開発 地区	旧工場再配置法 (誘導地域・特別誘 導地域)	旧産炭地域 (6条地域・2条地 域)	振興山村指定地域
1	2	3	4
過疎地域	農振地域	工場適地 (●年●月指定)	工場適地調査地区 (全部・一部)
5	6	7	8
都市計画区域 (線引・非線引)	地域経済牽引事業の 促進区域	地域経済牽引事業の 重点促進区域	
9	10	11	

(2) 土地利用基本計画関係

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域	白地地域
1	2	3	4	5	6

(3) 都市計画関係

(計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化区 域	市街化調 整区域	用途地域	用途地域 外	用途地域	用途地域 外		
1	2	3	4	5	6	7	8

(用途地域)

近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	その他	未指定
1	2	3	4	5	6	7

(4) その他

① 都市計画法に基づく指定状況

- ・都市計画法による都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域、地域地区等の範囲及び指定年月日について

(指定年月日：昭和45年12月28日)

都市計画図・・・図4のとおり

② 農業振興地域の整備に関する法律に基づく指定状況

- ・農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域及び農用地区域の範囲及び設定年度

(ア) 農業振興地域指定年度

昭和44年度(芽室町農業振興地域整備計画：昭和45年3月31日)

(イ) 農業振興地域整備計画策定年度

平成8年度(見直し)

平成15年度(見直し)

平成24年度(見直し)

平成28年度(見直し)

令和8年度(見直し予定)

(ウ) 農業振興地域及び農用地区域の範囲

農業振興地域土地利用計画図・・・図5のとおり

③ 土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置

番号	年度	事業名	事業主体	内 容	期 間	事業費 (千円)
1	H 2 4	水利施設等保全高度 化事業 畑地帯総合整備型 雄馬別第2地区	北海 道	畑かん 74.9ha 区画整理 195.8ha 暗渠排水 71.6ha 客土 34.3ha 除礫 6.6ha 営農用水管路 44,940m 営農用水施設 4箇所	H24 ～ R4	3,082,353
2	H 2 4	水利施設等保全高度 化事業 畑地帯総合整備型 雄馬別第2二期地区	北海 道	畑かん 80.3ha 区画整理 177.3ha 暗渠排水 110.0ha 客土 113.7ha 除礫 12.8ha	H24 ～ R4	993,400
3	H 2 7	水利施設等保全高度 化事業 畑地帯総合整備型 芽室西地区	北海 道	区画整理 601.4ha 暗渠排 水 68.7ha 客土 9.1ha 除礫 12.4ha	H27 ～ R3	1,148,099
4	H 2 6	水利施設等保全高度 化事業 畑地帯総合整備型(単 独営農用水) 河北地区	北海 道	営農用水管路 52,471m 営農用水施設 4箇所	H26 ～ R5	3,109,000
5	H 2 8	水利施設等保全高度 化事業 畑地帯総合整備型 芽室北第2地区	北海 道	畑かん 237.4ha 区画整理 136.1ha 暗渠排水 180.7ha 客土 61.0ha	H28 ～ R5	1,568,000
6	H 2 9	水利施設等保全高度 化事業 畑地帯総合整備型 芽室北第3地区	北海 道	畑かん 675.0ha 区画整理 391.7ha 暗渠排水 79.6ha 土層改良 3.6ha	H28 ～ R6	2,221,000
7	R2	畑地かんがい推進モ デルほ場設置事業 芽室びせい地区	北海 道	畑地かん 30.6ha	R2 ～ R6	216,000
8	H2 9	国営かんがい排水事 業 芽室川西地区	北海 道開 発局	ダム(改修)1箇所 導水路(新設)1条 用水路(新設)26条	H29 ～ R10	42,000,000
9	R4	国営かんがい排水事 業 十勝川左岸二期地区	北海 道開 発局	ダム(改修)1箇所 用水路(改修)2条 排水路(改修)2条	R4 ～ R16	8,500,000

農業生産基盤整備計画図・・・図6のとおり

- ④ 産業導入地区周辺における既存企業の立地状況
既存企業立地状況図・・・図7のとおり

5 産業導入地区の区域の設定の考え方

次の結果を踏まえ、東芽室南 1 線地区を産業導入地区の区域として設定した。

(1) 選定の経緯

本町の農業を取り巻く環境は、少子高齢化により毎年 5 戸前後の離農や経営者の高齢化が進んでいることにより、地域の担い手の減少が進み、農業経営は厳しい環境にある。

よって、地域の活性化と担い手の確保による地域農業の持続的発展に向けて、農村地域への産業の導入に関する実施計画により、新たな雇用の創出と農業と物流業や工業などの産業を一体として対策を講ずることとし、産業導入地区の設定にあたっては次のように検討し整理を行った。

(2) 設定の考え方

区域の設定にあたっては、産業導入地区への立地ニーズや事業計画などを踏まえた必要面積を確保できること及び交通の利便性が確保できること（芽室帯広 IC から直線距離でおおむね 3km 圏内）を前提条件とした上で、①都市計画区域（市街化区域）、②既存の工業団地、③農業振興地域外、④農用地区域外、⑤農用地区域の順に検討を行った。

本町の市街化区域のうち、産業導入が可能な用途地域内や既存の工業団地内は全て他用途に供されている他、町のほぼ全域が農業振興地域内であること、芽室帯広 IC 付近で農用地区域外の土地に産業導入が可能な土地がないことから、やむを得ず農用地区域内の土地を選定した。

東芽室南 1 線地区の土地は農用地区域内農地であるが、北側を JR 根室本線が東西に横断し、その北側には既存工業団地が形成され、当該団地内を国道 38 号線が横断、東側には高規格幹線道路帯広広尾道が縦断、南側は道道芽室東 4 条帯広線が横断し、農地としての広がりとは分断されている状況となっている。加えて土地改良事業等の農業投資が近年行われておらず、暗渠等の整備がされていないため、周辺農地と比較すると条件が悪く、優良農地としての確保や今後の農業活動に対する影響としては最小限である。

また、上記主要幹線道路のほか、交通の要衝となる芽室帯広 IC へのアクセスも約 2km と近く、西側は帯広圏都市交通マスタープランにおける産業連携軸である町道伏古六線と接道し、交通の利便性が確保出来ることに加え、既存の芽室東工業団地に隣接しており、進出企業と既存企業との交流や連携促進に繋がることから産業拠点としての優位性がある。

以上のことから、同地区が産業導入地区の最適地であると判断した。

なお、当該区域は市街化調整区域内であることから、開発にあたって都市計画法における地区計画を策定する。

第2 導入すべき産業の業種及びその規模

令和13年度までに産業導入地区に導入すべき業種及び規模は、次のとおりとする。

なお、導入すべき産業の業種は、北海道農村地域産業導入基本計画で定める「導入すべき産業の業種の選定の考え方」を踏まえて選定した。

（業種選定の考え方）

本町の恵まれた立地条件を活かした産業拠点の強化を図るため、導入する業種は、①安定した就業機会の確保が図られること、②農業と地域産業との調和が図られること、③公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全が図られることを満たす次の業種とする。

1 導入すべき業種

地区名	大分類	中分類	小分類
東芽室 南1線 地区	E 製造業	09 食料品製造業	091 畜産食料品製造業
			092 水産食料品製造業
			098 動植物油脂製造業
			099 その他の食料品製造業
	H 運輸業、郵便業	44 道路貨物運送業	440 管理、補助的経済活動を行う事業所
			441 一般貨物自動車運送業
			444 集配利用運送業
		47 倉庫業	471 倉庫業
	I 卸売業・小売業	52 飲食料品卸売業	521 農畜産物・水産物卸売業
		55 その他の卸売業	559 他に分類されない卸売業

注) 日本標準産業分類から選択して記載

2 導入すべき産業の規模

地区名	産業の業種	事業所数	計 画 面 積			雇用期待従業員数			年間出荷額 (経済規模)
			施設用地等の 面積	公共施設用地 面積	計	男	女	計	
東芽室南 1線地区	食料品製造業	社 2	m ² 45,856	m ²	m ² 45,856	人 26	人 16	人 42	百万円 400
	道路貨物運送業	1	20,702		20,702	17	17	34	160
	倉庫業	1	24,801		24,801	14	14	28	158
	飲食料品卸売業	1	20,826		20,826	21	10	31	100
	その他の卸売業	2	52,420		52,420	46	30	76	1,000
合 計		7	164,605	20,004	184,609	124	87	211	1,818

第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標

導入される産業に令和13年度までに就業する農業従事者（その家族を含む。）は、次のとおりとする。

地区名	産業の業種	事業所数	目標年次までに就業する 農業従事者数（就業目標）			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
			男	女	男女計	男	女	男女計
東芽室南1線地区	食料品製造業	社 2	人 16	人 10	人 26	% 61.5	% 62.5	% 61.9
	道路貨物運送業	1	8	7	15	47.1	41.2	44.1
	倉庫業	1	9	9	18	64.3	64.3	64.3
	飲食料品卸売業	1	7	4	11	33.3	40.0	35.5
	その他の卸売業	2	21	15	36	45.7	50.0	47.4
	合 計	7	61	45	106	49.2	51.7	50.2

第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

産業の導入と相まって令和13年度までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は、次のとおりとする。

1 農家戸数及び農業従事者の見通し

区分	農家戸数				農家人口	農業就業者数	
	主業農家 (団体経営 体含む)	準主業 農家	副業的 農家	計			農業専従者数
令和6年度 (現況)	戸 528	戸 5	戸 30	戸 563	人 1,763	人 1,588	人 1,406
令和13年度 (目標年次)	506	5	29	540	1,691	1,479	1,309

※2020年農林業センサスより引用（現況については、直近で公表されている令和6年度の値を引用）

2 農用地の集積・集約化の推進

本計画の実施にあたり、関係機関・団体の連携のもと、農業委員会による農地のあっせん事業、集落営農の組織化による面的集積の取組推進による農地の効率的な利用を図るとともに、農用地利用集積に係る情報の集積・分析活動を行い、集団化・連坦化した条件で担い手に農用地を集積することとする。

(1) 認定農業者の経営規模

(単位：経営体、ha、頭等)

目標営農類型	認定農業者数		経営規模（1経営体当たり）	
	現在	目標	現 在	目 標
	R7	R13	R7	R13
畑作・野菜	483	465	36	38
乳牛	44	42	157	168
肉牛	20	19	764	844
豚	3	3	7,655	7,655
鶏	2	2	267	267
その他畜産	3	3	19	19
合 計	555	534	—	—

※芽室町農業経営実態調査による（畑作・野菜は資料作物、草地を含む）

(2) 認定農業者への農用地の利用の集積に関する計画

区分	農用地 面積①	認定農業者への農用地の利用集積					認定農業者への利用 集積率 ②／①
		所有 面積	所有権 移転	利用権 設定	農作業 受託	計②	
令和7年度 (現況)	ha 21,400	ha 15,492	ha 201	ha 4,589	ha 0	ha 20,282	% 94.8
令和13年度 (目標年次)	ha 21,383	ha 15,492	ha 201	ha 4,621	ha 0	ha 20,314	% 95.0

※農業委員会調べ

3 認定農業者の育成

持続可能な力強い農業の実現には、農業の安定的発展を目指し、経営の改善・発展に取り組むことが重要であるため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成や計画達成に向け、市町村、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等が十分なる相互の連携の下で指導を行える体制を構築する。

その上で、望ましい経営を目指す意欲的な農業者に対し、上記の関係機関が連携を図りながら営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう支援・誘導する。

一方、既に認定農業者となっている者には、経営状況の自己チェックを踏まえ、関係機関と連携しながら経営改善のためのフォローアップを行い、併せて企業の経営への誘導や法人化に向けた支援、各種情報の提供を行う。

また、これら認定農業者には、農業委員会及び農地中間管理機構の支援による農用地の集積・集約化はもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図っていく。

4 農業経営の法人化の方向

農業の担い手不足が深刻化している昨今、大規模経営を行う認定農業者等の担い手は安定した経営の継続が期待できるとともに、農地所有適格法人等への経営発展母体として重要な位置づけを持っていることから、農業機械の導入支援や農用地の集積・集約化を図ることで担い手の規模拡大を促進する。

また、本町において法人経営体は56戸となっているが、個人経営体で体制が整ったものについては、法人形態への誘導を行うことで、経営の効率化・安定化を図るとともに、更なる農用地の集積・集約化を図り、ひいては地域農業の生産基盤の維持・発展に寄与する。

第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

北海道農村地域産業導入基本計画第2の4に基づき、以下のとおり農用地等との利用の調整を行った結果、①産業導入に必要な面積が確保できること、②交通の利便性が確保できること（芽室帯広 IC から直線距離でおおむね3 km 圏内）、③地域の農用地利用集積への影響が最小限であること、④産業拠点としてのさらなる機能強化が図れること、⑤基幹産業である農業の振興施策との調和が保たれることから、産業導入地区に農用地を含めることはやむを得ないと判断した。

1 施設用地と農用地等との利用の調整

東芽室南1線地区における施設用地と農用地等との利用の調整内容については、以下のとおりである。

（1） 農用地区域外での開発を優先すること

産業導入地区の設定に当たっては、①都市計画区域（市街化区域）、②既存の工業団地、③農業振興地域外、④農用地区域外、⑤農用地区域内の順で候補地の検討を行った。

なお、本町には再生利用が困難な荒廃農地は存在しない。

① 都市計画区域（市街化区域）

都市計画区域（市街化区域）内で産業の導入が可能な用途地域は近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域であるが、当該用途地域の土地は全て他用途に供されており、進出企業が立地可能な土地は存在しない。

なお、住居系の用途地域については用途に即した土地利用が進んでおり、工業地域等に変更して工業用地としての土地利用が可能な土地はない。

② 既存の工業団地

本町において過去に造成された東工業団地、西工業団地、弥生工業団地は全て売却の上利用されており、進出企業が立地可能な土地は存在しない。

③ 農業振興地域外

本町における農業振興地域外の土地は、市街化区域や南西部の森林地域などのごく一部であり、進出企業が立地可能な土地は存在しない。

④ 農用地区域外

農業振興地域の内、農用地区域以外（白地）に小規模に点在している用地はあるものの、産業導入地区として交通の利便性が確保できる芽室帯広 IC 付近の白地に進出企業が立地可能な土地は存在しない。

⑤ 農用地区域内

前述の①から④のとおり、都市計画区域や既存の工業団地、農振・農用地区域外で進出企業が立地可能な土地が確保できないことから、やむを得ず農用地区域内において検討した。

この度選定した東芽室南 1 線地区については、国道 38 号線、道道芽室東 4 条帯広線、帯広圏都市交通マスタープランにおける産業連携軸である町道伏古六線等の主要幹線道路、交通の要衝となる芽室帯広インターチェンジが近隣であることから、交通の利便性が高いことに加え、食品加工、倉庫、物流等の食品関連企業が集積している芽室東工業団地と一体的に整備することで進出企業と既存企業との交流や連携促進に繋がることで産業拠点として更なる機能強化を図ることができる。

また、芽室東工業団地においては、本町の基幹産業である農業の振興や農家所得向上に資する農業関連企業の誘致を進めてきた。今回の産業導入地区へ進出する企業においても農業分野に関連する企業を見込んでおり、本町の農業振興施策との調和は引き続き保ちながら工業団地の整備を進めたい考えである。

なお、当該地区については市街化調整区域であるが、都市計画部局において地区計画を定め、産業連携軸である町道伏古六線に面している優位性を活かし、農業をはじめとする産業の活性化を図ることとしている。

以上を検討した結果、農用地区域外で立地可能な土地が確保出来ないこと及び立地条件や産業拠点としての優位性の点等から当該地区を選定した。

(2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

① 農用地区域内における農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の達成への支障

産業導入地区は地域計画区域外の土地であるため、地域計画の達成への支障はない。

② 高性能農業機械による営農、農業生産基盤整備事業の実施、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進等への支障

産業導入地区は一団の農地の西北端に位置し、北側は JR 路線、西側は他用途に供されているほか、南側は非農地（山林）である。東側の農地は引き続き集団性が保たれることから、今回の開発に伴い農地の分断を生じさせる恐れはなく、高性能機械による営農に支障はない。

③ 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業営農を営む者に対する農用地の利用の集積への支障

今回の開発に伴い周辺農地の分断を生じさせる恐れはないことから、今後の担い手への農用地の利用集積に支障はない。

④ 農用地区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用地及びその周辺の農用地が農用地等以外の用途に供されることによる周辺の土地改良施設の機能への支障

産業導入地区の区域内（南側）に明渠が存在し、産業導入地区周辺には当該明渠の延長以外に土地改良施設は存在しない。区域内の明渠については、維持管理上の問題から町において線形を変更することとしており、線形変更後においても従前の機能どおりに利用が可能であり、産業導入地区及びその周辺の土地改良施設の機能に支障はないことを確認している。

（３） 面積規模が最小であること

産業導入地区の面積は、進出企業とのヒアリングを行い、既存事業所の機能・規模拡大等の個別の事業計画に応じた適切な事業規模と必要最小限の開発面積であることを確認している。

（４） 面的整備を実施した農用地を含めないこと

産業導入地区において、公共投資による面的整備（区画整理、農用地の造成、埋め立て又は干拓）を実施した農用地は含まれていない。

（５） 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

産業導入地区において、農地中間管理権が存在しておらず、今後においても農地中間管理機構関連事業を行う予定のある農地はない。

以上のことから、導入すべき産業の規模等を勘案しても、産業の導入地の規模としては適正であると判断できる。

営農活動と地元農業者の産業導入による雇用の確保の両面を図るためには、本地域への産業導入の設定は適正であると判断できる。

2 関係部局との調整

(1) 都市計画部局との調整

第5期芽室町総合計画の基本構想の中で、土地利用の方向の基本方針（1）都市地域の「市街化区域においては、計画的な市街地の形成を図り、街路・公園・緑地等の適正配置に努めるとともに、将来的な人口動態を見据えた公共施設等の配置の検討を進め、合理的な土地利用の推進を図る」としている一方、「市街化調整区域においては、農林業との調整を図り、雇用と産業活性化、経済循環を目的に需要のある工業用地の確保を図る」としている。

また、芽室町都市計画マスタープランにおいて、土地利用の基本方針、「用途地域の配置」については、「企業の立地需要に応じた工業用地の確保や、住工混在の解消に向けた用途地域の配置を再検討し、良好な市街地形成を目指す」としており、産業導入地区は、土地利用の方針図の「10 工業検討ゾーン」のエリア内に位置し、「工業ゾーン、工業利便ゾーンと近接している地区であり、既存工業団地の不足状況を見極めたうえで、農林業との調整を図りつつ、今後農業と物流業や工業などの産業を一体として対策を講ずるために土地利用を検討していくゾーン」としている。

このようなことから、周辺部の土地利用との整合性及び自然環境との調和を十分考慮した都市的土地利用の調整を図ることとする。

また、産業導入地区については市街化調整区域となっているが、産業連携軸である町道伏古六線に面している優位性を活かした、農業をはじめとする産業の活性化を図るため、地区計画を定めることとする。

(2) 環境部局との調整

産業導入地区には、自然公園地域、自然公園特別地域、自然公園特別保護地区、鳥獣保護区は含まれておらず、また、天然記念物等の生息地もないことから、地域環境保全に影響を及ぼすおそれがないと確認している。

また、産業導入地区の環境保全に十分配慮するため、立地企業に対し「芽室町公害防止条例」等の関係諸法令を遵守させるほか、関係機関に協議し、関係法令に基づく所要の規制等について確認している。

(3) 農政部局との調整

産業導入地区の区域内（南側）に明渠が存在するが、維持管理上の問題から町において線形を変更することとしており、線形変更後においても従前の機能どおりに利用が可能であることを確認している。また、産業導入地区及びその周辺の土地改良施設の機能に支障はないことを確認している。

また、多面的機能支払交付金の実施区域が含まれておらず、関係機関との調整が不要であることを確認している。

第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

1 施設用地の整備

- (1) 用地面積 184,609 m²
(施設用地 164,605 m²、道路等公共施設 20,004 m²)
- (2) 用地の調達方法 所有権
- (3) 用地造成をする場合の概要
 - ① 事業主体 進出企業
 - ② 用地買収 令和8年10月～
 - ③ 造成・建設年次 令和8年10月～
- (4) 施設用地の確保に当たっての配慮事項
 - ① 自然環境及び生活環境の保全
産業導入地区の区域に自然環境保全上重要な区域は含まれていない。
また、企業誘致に際し、自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止や周辺農村地域の生活環境の保全に配慮する。
 - ② 地価の安定
用地の取得に当たっては、近傍の取引事例等を参考とし、適正な地価の安定に努める。

2 道路等の施設整備

- (1) 道路等
 - ① 事業主体 進出企業
 - ② 整備年次 令和8年10月～令和9年6月
 - ③ 整備内容
産業導入区域内の移動及び町道伏古六線・町道東芽室南一線への接続のため、区域内に公衆用道路を整備する。既存道路の接続、交差点協議について、帯広警察署及び町道路主管課と協議を進めている。
産業導入区域内道路は、大型車両が円滑に通行できるように、幅員や構造に配慮をして交通安全対策を行うこととしている。
- (2) 産業用水道
 - ① 事業主体 進出企業
 - ② 整備年次 令和8年10月～令和9年6月
 - ③ 整備内容
施設の給水は、町営上水道により行う。区域内に給水管を整備する。
- (3) 排水処理施設
 - ① 事業主体 進出企業
 - ② 整備年次 令和8年10月～令和9年6月
 - ③ 整備内容
東芽室南1線より北側については、区域内に污水本管を整備し排水する。
東芽室南1線より南側については、導入施設内に污水处理施設（浄化槽）を設け、水質基準に適合するよう適正な処理を行ったうえで浸透処理すること

を町環境部局と協議済み。雨水処理等については、進出企業の敷地内において、浸透枳により適正に処理する。

(4) 緑地等の施設

① 事業主体 進出企業

② 整備年次 令和8年10月～令和9年6月

③ 整備内容

北海道の都市計画法による開発許可制度の手引き（令和7年3月改訂版）の技術基準に基づき、区域内の5,628㎡を緑地として残存させる。（1,000㎡以上かつ開発計画面積の3%以上）。

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の導入される産業への就業の円滑化に関する事項

1 労働力の需給の調整

地域内において、農業構造の改善を図るため、本計画（事業）を促進するとともに、一方では農業に必要な労働力の確保に十分配慮のうえ、農業従事者が円滑に就業できるよう支援していく。

具体的には、農業サイドにおいて農業協同組合、農業改良普及センター、産業導入サイドにおいてハローワーク、進出企業等と本町が連携を図ることとする。

また、本町の令和7年6月1日現在の住民基本台帳によると、高齢化率が31.0%となっている中で、経験や資格を生かした中高年の雇用についても必要に応じて能力の再開発、訓練を経て就業につなげていく。

2 農業従事者等の産業への就業の円滑化等

導入される産業に地元農業従事者、とりわけ中高年齢者が円滑に就業できるようにするため、ハローワークを中心に雇用情報の提供、職業能力開発の推進を行う。

また、雇用にあたっては、労働者の雇用の安定及び福利厚生の実を充実を図るよう、企業に求めている。

第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

「第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標」を達成するために、今後実施する事業及び過去5年以内に行われた事業は、次のとおりである。

区分	事業の種類	事業概要	事業主体	受益面積	事業費（千円）	事業年度（予定）	備考
土地 基盤 整備 事業	水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備型 雄馬別第2地区	畑かん、区画整理、暗渠排水、客土、除礫、営農用水管路、営農用水施設	北海道	353.3ha	3,082,353	H24 ～ R4	
	水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備型 雄馬別第2二期地区	畑かん、区画整理、暗渠排水、客土、除礫	北海道	375.1ha	993,400	H24 ～ R4	
	水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備型 芽室西地区	区画整理、暗渠排水、客土、除礫	北海道	722.1ha	1,136,599	H27 ～ R3	
	水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備型（単独営農用水）河北地区	営農用水管路、営農用水施設	北海道	4,752.3ha	3,109,000	H26 ～ R5	
	水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備型 芽室北第2地区	畑かん、区画整理、暗渠排水、客土	北海道	557.8ha	1,615,890	H28 ～ R5	
	水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備型 芽室北第3地区	畑かん、区画整理、暗渠排水、土層改良	北海道	1,055.1ha	2,348,000	H28 ～ R6	
	畑地かんがい推進モデルほ場設置事業 芽室びせい地区	畑かん	北海道	30.6ha	238,000	R2 ～ R6	
	国営かんがい排水事業 芽室川西地区	ダム（改修）、導水路（新設）、用水路（新設）	北海道開発局	11,784ha	42,000,000	H29 ～ R10	

	国営かんがい排水事業 十勝川左岸二期地区	ダム（改修）、 用水路（改修）、 排水路（改修）	北海道 道 開発 局	3,310ha	8,500,000	R4 ～ R16	
農地 流動 化に 関す る事 業	農地中間管理事業	農地中間管理機構が借り受けた農地を集約化して担い手に貸し付ける。	北海道農業公社	—		H26～	
	利用権設定等 促進事業	流動化農地を担い手農家等 に集積する。	芽室町	—		S56～R6	
	農業経営基盤強化 促進事業					R7～	
	人・農地プラン	地域の担い手確保や集積促進を図る。	芽室町	—		H24～R6	
	地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）					R7～	
その他	多面的機能支払交付金	地域保全隊による農地の保全活動への交付金	芽室町	—	166,419	H26～	単年度事業費
	新農業経営者育成システム事業補助金	農業後継者の予定者に対して研修や職場体験を行い、農業後継者の人材育成を支援	芽室町	—	1,000	H7～	
	経営継承・発展等支援事業補助金	担い手から経営を継承し、発展させるための取組を支援	国・芽室町	—	17,762	R3～	

第9 その他必要な事項

1 環境の保全等

- (1) 産業の導入にあたっては、地域住民の生活及び農業生産に悪影響を及ぼさないよう企業選定に配慮し、公害の未然防止に努める。

選定した立地企業に対しては、環境の保全、農村地域の環境保全等に十分配慮するため、環境関係諸法令及び「北海道環境基本条例」、「北海道公害防止条例」、「クリーンめむろ環境基本条例」、「芽室町公害防止条例」を遵守させる。

- (2) 企業が進出する際には、関係法令を順守し、事前に公害防止対策等を協議し、必要に応じて公害防止に関する協定を締結することとする。

なお、北海道公安委員会にも相談し、その助言に基づき、用地周辺の交通の安全や円滑な交通確保に務めることとする。

- (3) 産業活動に伴い発生する廃棄物等の処理については、事業者責任の原則に立って、その処理体制を整備し、産業等導入後においても、適宜必要に応じて立ち入り調査等を行い、公害にかかる法令等の厳正な運用により、指導監督するものとする。

2 農村地域への活力維持増進への配慮

地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口流出の抑止や新規学卒者等の若年者の地元就職及びU・I・Jターン等の移住希望者の雇用機会の確保に資するよう、定住条件の整備及びハローワーク等の職業安定機関による職業紹介等を総合的に進める。

3 農業団体等の参画

産業導入地区の土地を提供した者に対する代替地の斡旋等については、芽室町農業委員会、芽室町農業協同組合等と連携を図りながら、周辺地域の農地保有合理化に資するよう対応する。

また、立地後の企業の定着化を促進するとともに、導入企業と地域社会との相互理解と融和を図り、活力ある地域社会を形成するために、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

4 関係部局間の十分な連携

農村地域へ立地した企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、町、地元企業、誘致企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等との連絡調整体制を整備する。

5 企業への情報提供

産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、周知徹底を図るとともに、立地後においても、その定着化を図るために必要な指導その他支援を行う。

また、農林水産省及び北海道農政事務所に設置された農村地域産業導入支援施策活用窓口、一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農村交流活性化機構等の活用に努める。

6 企業撤退時のルール

経済状況の変化やその他やむを得ない事情により立地予定企業が立地を取りやめる、あるいは早期に撤退する場合は、下記の方針により対応を行う。

(1) 早期の情報把握及び事前の防止策

産業導入前の段階から産業導入後に至るまで、定期的なヒアリングにより、撤退の恐れがあると見込まれる場合には、関係機関と連携し、関連情報の早期把握を図る。

(2) 事後の対応に関する方針

立地企業がやむを得ず早期撤退することとなった場合は、その跡地利用の方針等について、まずは撤退企業において検討することとし、その検討を踏まえたうえで町と協議の上、必要に応じて実施計画の変更等を行う。なお、その間においては当該跡地が周辺農地等に悪影響を及ぼすことがないように、企業の負担において適切な保全管理を行うものとする。

7 実施計画のフォローアップに関する事項

(1) 町は産業導入地区にかかる土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業目標、産業導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況について定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び道と共有するよう努めるものとする。

(2) 定期的な確認の結果、産業導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、町は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善を図る。

この場合においても当該検討結果等について、国及び道と共有するよう努める。

8 その他

- (1) 企業誘致活動等の目標達成のための具体的な推進体制、推進方策等
関係機関との連携を強化し、情報の発信・収集を積極的に行うとともに、
「芽室町企業誘致条例」等の支援措置の積極的活用を図る。

- (2) 進出企業と地域社会との調整措置

進出企業の定着を図るため、町は積極的に指導・協力を行うとともに、進出企業の地域貢献活動等を通じて地域社会との相互理解を深めるための取り組みを促す。

また、活力ある地域社会づくりを推進するため、進出企業と関係団体を結ぶ連絡調整機関を設けるなど地域との連帯感を高める取り組みを行う。

2 産業導入地区の所在、地番、面積等

地区名	所在			地番		地目		面積 (㎡)	備考
	市町村	大字	字			公募	現況		
東芽室 南1線 地区	芽室町	東芽室	南1線	19	1	畑	畑	13,536.91	
				19	4	畑	宅地	1,863.83	
				19	6	畑	畑	7,850.99	
				19	7	畑	宅地	134.62	
				19	8	畑	宅地	1.62	
				19	9	畑	畑	4,053.05	
				19	10	畑	畑	672.87	
				19	11	畑	畑	1,996.50	
				19	12	畑	畑	85.58	
				19	13	畑	畑	14,785.57	
				19	14	畑	畑	491.19	
				19	15	畑	畑	392.42	
				19	16	畑	畑	18.88	
				20	1	畑	畑	20,799.40	
				20	7	原野	原野	1,795.35	
				20	11	畑	畑	8,706.94	
				20	12	畑	畑	3,349.94	
				20	13	畑	畑	612.50	
				20	14	畑	畑	18.88	
				20	15	畑	畑	404.06	
				20	16	畑	畑	56.89	
				20	17	原野	原野	345.97	
				20	18	原野	原野	65.66	
				21	1	畑	畑	9,993.03	
				21	2-1	原野	原野	98.35	
				21	2-2	原野	原野	123.85	
				21	3	用悪水路	用悪水路	17.63	
				21	4	用悪水路	用悪水路	15.55	
				21	5	畑	畑	10,072.66	
				21	6	畑	畑	1,753.01	
				21	7	畑	畑	17,877.64	
				21	8	畑	畑	162.34	
				21	9	畑	畑	2,547.00	
21	10	畑	畑	235.09					
21	11	畑	畑	0.41					
22	1	畑	畑	2,990.63					
22	4	原野	原野	87.63					
東芽室 南1線 地区	芽室町	東芽室	南1線	22	6	畑	畑	211.67	
				22	7	原野	原野	185.21	
				22	8	原野	原野	73.94	
				23	1	原野	原野	1,526.11	
				23	2	原野	原野	3,057.57	
				23	5	畑	畑	1,029.80	
				23	7	用悪水路	用悪水路	1,127.48	
				23	8	原野	原野	2,551.95	
				23	9	用悪水路	用悪水路	609.88	
				23	10	畑	畑	9,954.82	
				23	11	畑	畑	6,464.44	
				23	12	畑	畑	3,251.36	
				23	13	畑	畑	1,205.80	
				23	14	畑	畑	1,048.71	
				23	15	畑	畑	3,376.79	
				23	16	畑	畑	974.96	
				23	17	畑	畑	514.10	
				23	18	畑	畑	2,735.44	
				23	19	畑	畑	753.23	
				23	20	原野	原野	266.94	
				23	21	原野	原野	677.07	
				23	22	原野	原野	92.34	
				23	23	原野	原野	28.52	
				72		公衆用道路	公衆用道路	2,152.00	
				89	1	山林	山林	4,533.32	
				89	2	山林	山林	128.48	
				90		用悪水路	用悪水路	701.88	
				91	1	山林	山林	2,232.50	
				91	2	山林	山林	181.59	
				92	1	山林	山林	923.06	
				92	2	山林	山林	585.81	
				92	3	山林	山林	3,244.39	
				92	4	山林	山林	79.07	
92	5	山林	山林	58.14					
94		山林	山林	0.55					
95		用悪水路	用悪水路	55.83					
				合計			184,609.19		

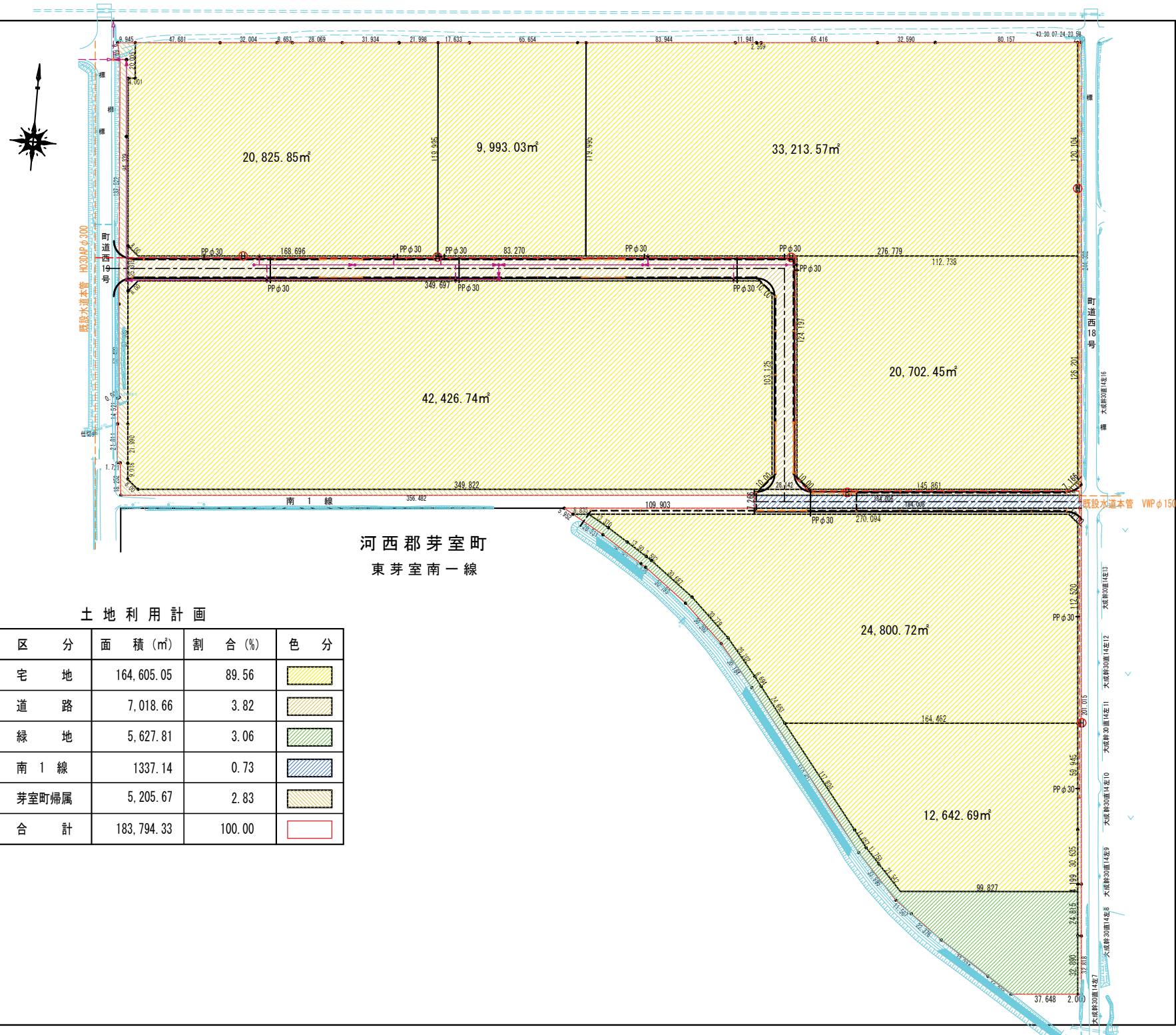
図 1



図 2



図 3



凡	例
区 分	色 分
開 発 申 請 地	
新設雨水樹 (I 型A樹)	
新設雨水管渠 (リブ管φ250)	
新設雨水浸透管渠 (浸透管φ300)	
既設汚水本管 (HP管φ200)	
新設汚水本管 (リブ管φ200)	
汚水マンホール	
配水管(φ150)	
消 火 栓	

土 地 利 用 計 画			
区 分	面 積 (㎡)	割 合 (%)	色 分
宅 地	164,605.05	89.56	
道 路	7,018.66	3.82	
緑 地	5,627.81	3.06	
南 1 線	1337.14	0.73	
芽室町帰属	5,205.67	2.83	
合 計	183,794.33	100.00	

図4

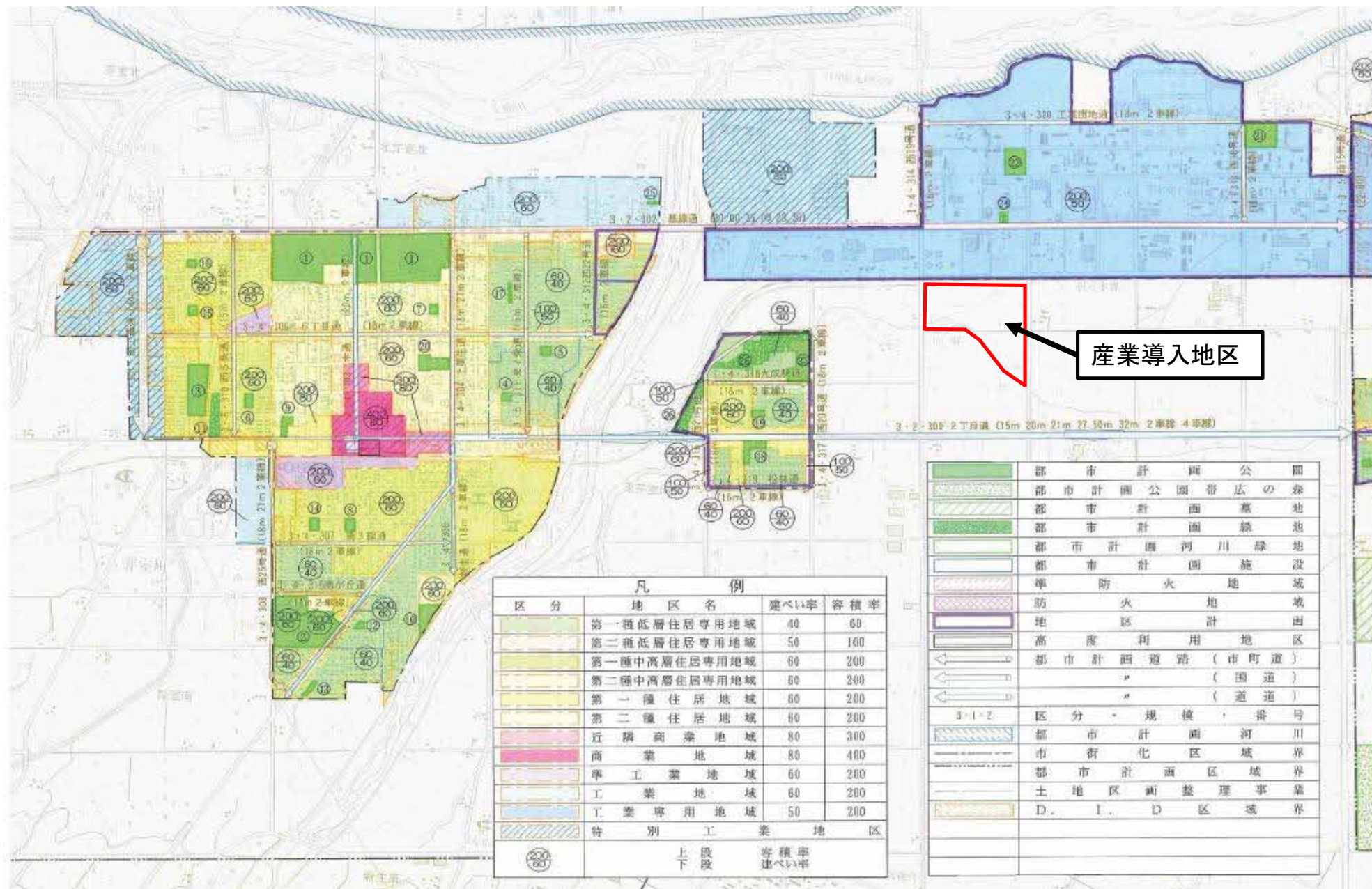


図 5

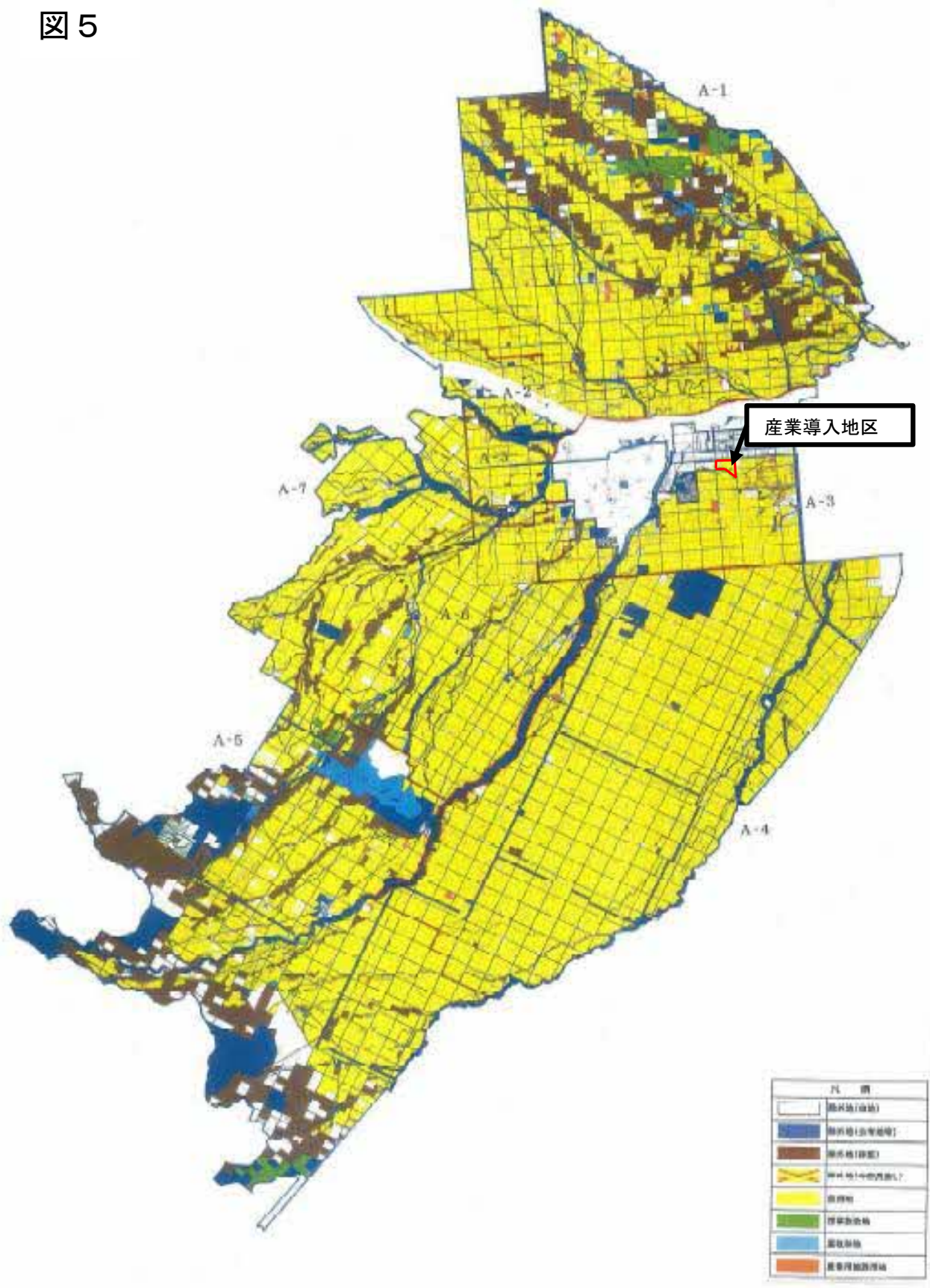
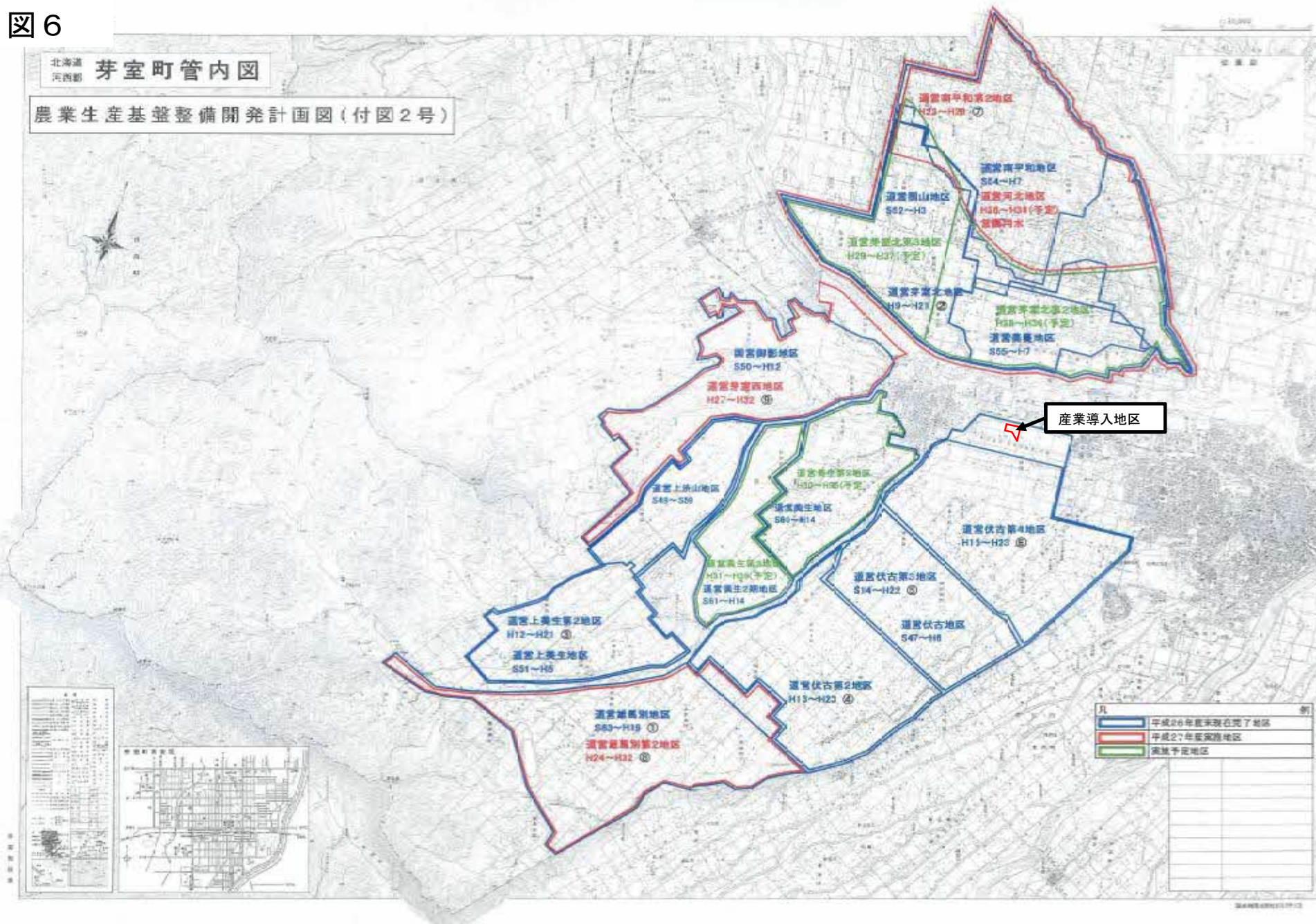


图 6



芽室東工業団地企業配置図

